

# 名古屋大学における技術職員の採用時の安全衛生教育

大久保興平、堀木幹夫

名古屋大学全学技術センター 工学技術系環境安全

## 概要

名古屋大学技術センターは、平成 16 年 4 月 1 日の国立大学の法人化を契機に設立された。法人化以前の大学職員の安全衛生に関わる事項については、人事院規則によって定められていたが、法人化後は労働安全衛生法が適用されたため、安全衛生に関わる事項はこの法律に則って行う必要がある。

労働安全衛生法において、事業者は、労働者を雇い入れたときは、法律で定めるところにより、当該労働者に対し、安全衛生教育を実施することが義務付けられている。

このため当技術センターにおいては、就労時の災害防止及び法律遵守の観点から、当センターに新規に採用された技術職員に対し、法律に基づく採用時の安全衛生教育を独自に企画・実施した。ここに内容等について反省等を踏まえ紹介する。

## 1 人事院規則（10-4）と労働安全衛生法の相違点

採用時の安全衛生教育に関する事項については、人事院規則（10-4）では第 13 条に述べられており、「……職員の健康の保持増進又は安全の確保のために必要があると認めるときは、……教育を行わなければならない。」と記されている。また労働安全衛生法では第 59 条第 1 項に、「……労働者を雇い入れたときは、……安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」と記されており、両法規とも安全衛生教育については義務化された記述となっている。

両法規の条文を比べるかぎりでは、人事院規則には「必要があると認めるときは」の文言が付されているのに対し、労働安全衛生法にはそれが存在しないため、労働安全衛生法のほうが安全衛生教育に関する位置付けが高いように思われる。しかしながら、これらの条文についてさらに詳しく調べると、「人事院規則 10-4 の運用について」には「危害のおそれのある業務に従事させるもの」については、次のア～エの事項について教育を行うことになっているが、労働安全衛生規則の条文（第 35 条）は人事院規則の条文と記述が微妙に異なるものの、イ～エの事項に関しては、事業所の業種によって「省略することができる。」と記述されている。

- |                              |
|------------------------------|
| ア 当該業務に関して発生するおそれのある疾病及びその予防 |
| イ 設備、有害物質等の特性及びこれらの取扱い方法     |
| ウ 安全装置、保護具等の性能及びこれらの取扱い方法    |
| エ 作業開始時の点検作業手順等              |

大学は「省略することができる業種」に該当するため、労働安全衛生法を狭義に解釈すると、これらの事項については省略しても差し支えない。しかしながら、部署によっては、危害のおそれのある業務に従事するケースも多々あるため、これらの事項を省略した教育では問題が生じる。

災害防止の観点から、採用時の教育に関する両法規の相違点を結論付けることは困難であるが、両法規の相違点を強いて掲げると、労働安全衛生法には罰則規定（第 116 条～第 122 条）が存在し、それによれば上述した第 59 条第 1 項に違反した者は、「50 万円以下の罰金」が処せられる（第 120 条）

## 2 労働安全衛生法における採用時の教育内容

採用時の安全衛生教育はこの法律に則って行う必要がある。労働安全衛生法（本則）を受け、労働安全衛生規則には、次のように記述されている。

### 労働安全衛生規則

第35条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、令第2条第三号に掲げる業種の事業所の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。
- 四 作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

条文の中の令第2条第三号に掲げる業種とは、労働安全衛生法施行令第2条第一号及び第二号に該当しない「その他の業種」を指しており、大学はこれに該当する。参考までに、令第2条第一号は林業・鉱業・建設業・運送業及び清掃業、令第2条第二号は製造業・通信業・旅館業・機械修理業等である。

## 3 採用時の安全衛生教育の企画・実施

上述の法令を受け、当技術センターでは就労時の災害防止及び法律遵守の観点から、新規に採用された技術職員に対し、法に基づく採用時の安全衛生教育を企画・実施した。実務にあたっては、当技術センターの集会・研修企画係（五藤俊明、今泉康一、鳥山哲司、黒川俊和、森田千明）の5名が中心となり、我々2名がそれを補佐した。準備から実施までには約2.5ヶ月間の期間を要した。

安全衛生教育は、法令の事項（労働安全衛生規則第1項第五号～八号）を基本に、各技術系の業務分野を全般的に網羅した内容とし、それを受講者全員が受講する形式を採った。企画当初は、災害防止の観点から第1項第一号～四号も十分網羅し、採用された個々人の業務分野と密接に関連する内容を理想とした。しかしながら、採用当初は業務分野が必ずしも明確でない場合が多く、しかもこのような教育は配属先の各技術系でなければ実施が困難と考えられたため、このような形となった。また、現場等の見学も取り入れるよう考えたが、受講者の負担等を配慮し、1日の勤務時間内で教育を終了するようにした。1講義に要する時間は30分程度となるよう設定した。

教育内容については、新規採用者の学歴も考慮した。近年は大学・高等専門学校卒業又はそれと同等以上の学歴で採用されるケースが多いため、それに見合ったものとなるよう取り計らった。講師については労働安全衛生及びそれに関連する専門分野の教員、労働安全衛生や専門分野に関する国家資格等を所持した技術職員、専門分野のベテラン技術職員に依頼し、内容についてもその旨を伝えた。

また、講義内容の重複を避けるため、講師が作成した資料がほぼ完成した時点で、担当者・講師間で連絡を取り合い、分担範囲を調整した。

#### 4 安全衛生教育のプログラム

次表に当技術センターとして実施した採用時の安全衛生教育プログラムを示す。カッコ内は、労働安全衛生及びそれに関連する専門分野及び所持資格等である。

表．技術職員の採用時の安全衛生教育プログラム

時刻	内 容 等	講 師 等
9:15	受 付	集会・研修企画係
9:30	オリエンテーション	集会・研修企画係
9:35	開 講 式	全学技術センター技術部長 教授 中村新男
9:45	風水害、地震など自然災害時における 応急措置と退避	名古屋大学災害対策室 助教授 飛田 潤
10:15	事故・火災時における応急措置と退避	工学技術系環境安全技術課 堀木幹夫 (名古屋大学 東山事業場 衛生管理者：工学研究科担当)
10:40	整理・整頓及び清潔の保持	工学技術系環境安全技術課 大久保興平(衛生管理者)
11:00	電気などの取り扱いに関する安全	工学技術系電子情報技術課 澤木弘二 (電気主任技術者、低圧・高圧/特別高圧電気特別教育)
11:30	機械などの取り扱いに関する安全	装置開発技術系 河合利秀(研削といし特別教育、他)
12:00	休 憩	
13:00	労働安全衛生関連法規と本学の安全衛生 規程・組織体制について	名古屋大学労働安全担当総長補佐 教授 山根 隆(名古屋大学環境安全衛生管理室室長)
13:40	V D T作業における健康、腰痛の防止、 心の健康、健康診断等について	名古屋大学保健管理室 教授 近藤孝晴(名古屋大学 東山事業場 産業医)
14:10	放射線に関する安全と諸手続き	安全管理技術系 小島 久(放射線取扱主任者、作業環境測定士)
14:30	廃棄物、ガラス器具を含む化学物質などの 取り扱いに関する安全	工学技術系分析物質技術課 高井 章(衛生管理者、作業環境測定士) 工学技術系環境安全技術課 松浪有高(衛生管理者、作業環境測定士)
15:15	酸素欠乏を含む高圧ガス等の取り扱いに 関する安全	分析・物質技術系 黒川俊和(高圧ガス製造保安責任者)
15:45	生物などの取り扱いに関する安全と衛生	医学技術系第1医学系 小木曾 昇(臨床検査技師、実験動物技術士)
16:15	紫外線、赤外線を含むレーザーなどの 取り扱いに関する安全	工学技術系環境安全技術課 斎藤 彰(作業環境測定士)
16:45	騒音、高所作業、その他の危険に関する 安全と衛生	工学技術系環境安全技術課 大久保興平(衛生管理者)
17:00	閉 講 式	集会・研修企画係

実施日：平成 18 年 7 月 7 日(金) 受講対象者人数：16 名

教育実施場所：IB 電子情報館 10 階 101 講義室(名古屋大学東山事業所内)

## 5 実施結果

安全衛生教育当日は進行等で若干の不手際があったが、受講者の欠席もなく無事に教育を修了した。以下はアンケートに基づいた受講者からの貴重な意見である。アンケートは当日配布し、後日回収・集約した。

### 《良好な点》

- イ 講義分野の幅が広がったため、直接関係しない分野についての知識も習得できた。
- ロ 講義項目の数も適当で、いずれの講義も技術職員として聞いておかなければならない内容だった。
- ハ 講義内容は(全般的に)分かりやすかった。
- ニ 仕事とは直接関係しない地震や整理・整頓に関する講義も参考となった。

### 《指摘点》

- イ 事故事例を多く取り入れ、経験談や実例も講義の中に入れる。
- ロ 実習・作業現場の見学を取り入れる。
- ハ 1講義あたりの時間が短いため時間が不足(2日間かけて実施してはどうか)。
- ニ 講義内容に重複するものがあつたため、講師間の分担をはっきりさせる。
- ホ スライド:文字が小さく多い。絵を多くする。またスライドに載せていないことは話さない。
- ヘ (講義内容が難しいため)予備知識が必要だった。
- ト 法律に関する事項を詳しく知りたかつた(準拠法令、法的な対応、法的諸手続き、法律違反)。
- チ 配布資料としたほうが好ましいもの(規定・規則等)は予め配布し、それも活用する。
- リ 情報分野に関連する安全衛生がよく分からない。また整理・整頓の内容は、ほとんどが不要。
- ヌ 早めに開催してほしい(4~5月)。
- ル 会場の椅子・机が狭く長時間の講義には不向きである。

良好な点は今後とも踏襲する必要があるが、問題は改善点である。イ・チ・ルについては、企画者側の裁量で容易に解決が可能と考えられる。ロ・ハ・ヌについては、主催者側の体制や組織力にもよる。ニ~トについては、講師及び企画者側の工夫や努力が必要である。スライドの作成・講義方法の指摘については講師にとって手厳しく感ずるが、真摯に受け止め、努力をする必要がある。特に講義に要する時間については講師及び企画者・進行係間で十分打ち合わせ、必ず遵守しなければならない。整理・整頓については安全・衛生の基本を成すものであり、法規上も省略することは困難である。

## 終わりに

国立大学の法人化以降、他の大学や研究機関において実験等を行う場合、採用時教育の有無を要求される事態が生じている。労働安全衛生規則第35条第2項は、教育除外の記述となっているが、解釈例規(労働基準局長通達 第601号の1)によれば、「職業訓練を受けた者等教育すべき事項について十分な知識および技能を有していると認められる労働者に対し、教育事項の全部または一部の省略を認める趣旨であること。」とされている。したがって、曖昧に教育を省略してはならず、しかるべき部署等で省略の可否を判断する必要がある。これは職種を問わず大学に雇われた者全てが対象となる。今後の採用時の教育を行うにあたっては、今回実施した教育の指摘点やこのことも考慮して実施できれば幸いである。

## 参考書

- [1] 新入者安全衛生教育テキスト 中央労働災害防止協会 編 中央労働災害防止協会発行
- [2] 新入者安全衛生教育(指導者用) 中央労働災害防止協会 編 中央労働災害防止協会発行
- [3] 人事小六法 人事法令研究会 編 学陽書房
- [4] 安衛法便覧 厚生労働省安全衛生部編 労働調査会発行